



		事業年度等	:	:	法人名			
<b>法人税額の計算</b>								
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	43	000	その他の国内源泉所得に係る法人税額の計算	(12)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((12)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	52	000
		その他の所得金額(1)-(43)	44	000		その他の所得金額(12)-(52)	53	000
		(43)の15%、17%又は19%相当額	45			(52)の15%、17%又は19%相当額	54	
		(44)の23.2%相当額	46			(53)の23.2%相当額	55	
		所得税の額						
計	(8)			計	その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(56)-(57)	58		
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(49)-(50)	51						
<b>この申告が修正申告である場合の計算</b>								
	この申告前の法人税額	59			この申告により納付又は減少する還付金(28)-(59)若しくは((28)+(60))	61	00	
<p>【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。</p>								
<p>【No.8】地方法人税額の計算につき、62欄及び63欄により計算していますか。</p>								
<b>地方法人税額の計算</b>								
	課税標準法人税額(34)	62	000	(62)の10.3%相当額	63			
<b>この申告が修正申告である場合の計算</b>								
	この申告前の確定地方法人税額	64		この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	66			
	この申告前の中間還付額	65		この申告により納付すべき地方法人税額((40)-(64)若しくは((40)+(65)+(66))又は((65)-(41))+((66)-(41)の外書))	67	00		

別表一の二次葉  
令七・四・一以後終了事業年度等分

【No.10】当事業年度終了の時ににおける資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の外国法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている外国法人等である場合、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。  
また、適用除外事業者に該当する場合、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率(15%又は17%)を適用していませんか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.8】地方法人税額の計算につき、62欄及び63欄により計算していますか。

【No.58】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

所得の金額の計算に関する明細書

御注意

「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に、「③」欄の金額を加算し、こ

どになります。

区	分	総	別表四
加	1	当期利益又は当期欠損の額	
加	2	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	
加	3	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	
加	4	損金経理をした納税充当金	
加	5	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)	
加	6	減価償却の償却超過額	
加	7	役員給与の損金不算入額	
加	8	交際費等の損金不算入額	
加	9	通算法人に係る加算額	
加	10	小計	
減	11	減価償却超過額の当期認容額	
減	12	納税充当金から支出した事業税等の金額	
減	13	受取配当等の益金不算入額	
減	14	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	
減	15	受贈益の益金不算入額	
減	16	適格現物分配に係る益金不算入額	
減	17	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	
減	18	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	
減	19	通算法人に係る減算額	
減	20	小計	
減	21	仮	
減	22	小計	
減	23	仮	
減	24	前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額	
減	25	△	
減	26	△	
減	27	△	
減	28	△	
減	29	△	
減	30	△	
減	31	△	その他
減	32	△	その他
減	33	△	※
減	34	△	外※
減	35	△	
減	36	△	
減	37	△	※
減	38	△	※
減	39	△	外※
減	40	△	※
減	41	△	※
減	42	△	※
減	43	△	外※
減	44	△	※
減	45	△	外※
減	46	△	※
減	47	△	△
減	48	△	△
減	49	△	※
減	50	△	※
減	51	△	△
減	52	△	外※

【No.14】別表五(二)の5、10、15及び24~29の⑤欄でプラス表示している金額を2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.16】別表五(二)の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を加算していますか。  
【No.46】損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。  
【No.47】損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を加算していますか。

【No.16】別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を13欄等で減算していますか。

【No.15】別表五(二)の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを18欄又は19欄で減算していますか。

【No.12】前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。  
【No.17】別表五(二)の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を減算していますか。

以後終了事業年度分

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する  
明細書

事 業 年 度	:	:	法 人 名
---------	---	---	-------

別表五(一)

御注意

この表は、通常の場合には次のとおり検算がとれます。  
 期首現在利益積立金額合計「31」① + 別表四留保所得金額又は欠損金額「52」 - 中間分・確定分の法人税等、道府県民税及び市町村民税の合計額 = 差引期首現在利益積立金額合計「31」④

区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①	当 期 の 増 減 減 ②	増 ③	差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ① - ② + ③ ④
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
積 立 金	2				
	3				
〇 〇 〇 引 当 金	4				
繰 延 税 金 資 産 ( 負 債 )	5				
	6				
	11				
	12				
〇 〇 〇	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
繰 越 損 益 金 ( 損 は 赤 )	25				
納 税 充 当 金	26				
未 納 法 人 税 及 び 未 納 地 方 法 人 税 ( 附 帯 税 を 除 く 。 )	27	△	△	中間 △ 確定 △	△
未 払 通 算 税 効 果 額 ( 附 帯 税 の 額 に 係 る 部 分 の 金 額 を 除 く 。 )	28			中間 確定	
未 納 道 府 県 民 税 ( 均 等 割 を 含 む 。 )	29	△	△	中間 △ 確定 △	△
未 納 市 町 村 民 税 ( 均 等 割 を 含 む 。 )	30	△	△	中間 △ 確定 △	△
差 引 合 計 額	31				

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①	当 期 の 増 減 減 ②	増 ③	差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ① - ② + ③ ④
資 本 金 又 は 出 資 金	32	円	円	円
資 本 準 備 金	33			
	34			
	35			
差 引 合 計 額	36			

令七・四・一以後終了事業年度分

【No.13】 貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産（負債）等の金額は、④欄の金額と一致していますか。

【No.3】 期首現在利益積立金額及び期首現在資本金等の額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.2】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.59】 貸借対照表と別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②欄の金額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している外国法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付（還付）税額を調整した金額と一致していますか。）。

【No.11】 別表四と別表五(一)の検算額は、31④欄の金額と一致していますか。  
 (検算式)  
 31①欄 + 別表四の 52②欄 + 27、29 及び 30 の③欄の合計額 = 31④欄

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度  
【No.2】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表五(一)  
令七・四・一以後終了事業年度分

税目及び事業年度	期首現在 未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在 未納税額 ⑥
			充当金取崩し による納付 ③	仮払経理に よる納付 ④	損金経理に よる納付 ⑤	
法地		円		円		円
人方						
税法						
及人						
び税						
道府県民						
税						

【No.15】 5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。

【No.3】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.16】 19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を別表四の13欄等で減算していますか。また、19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を別表四で加算していますか。

【No.14】 5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【No.17】 「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四で減算していますか。

【No.18】 41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。

村民税						
特別法人事業税及び税						
その他						
の						
他						

納税充当金の計算		円	円
期首納税充当金	30		
繰損金経理をした納税充当金	31		
入	32		
額	33		
計	34		
取崩	35		
額			41

通算法人の通算税効果額の発生状況等の明細

事業年度	期首現在 決済額 ①	当期発生額 ②	当期中の決済額		期末現在 決済額 ⑤
			支払額 ③	受取額 ④	
：	円		円	円	円
：					
当		中間			
期		確定			
分					
計					

所得税額の控除に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六(一)  
令七・四・一以後終了事業年度分

区分	収入金額		①について課される税額		②のうち控除を受ける税額	
	①	円	②	円	③	円
1 公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当						
2 剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)						

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.19】復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、「①について課される所得税額②」及び「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄には、所得税額及び復興特別所得税額を記載していますか。

【No.21】「①について課される所得税額②」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄について、集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額(別表六(五の二)の「1の②」から「4の②」までの各欄に記載された金額並びに10欄、16欄及び23欄に記載された金額)がある場合には、それぞれの金額を控除していますか(分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六(五の二)を作成・添付していますか。)

【No.22】人的役務の提供事業に係る対価につき源泉徴収された所得税額から、人的役務の提供事業に係る給与につき源泉徴収されたとみなされる所得税額を除いていますか。

個別法による場合	銘	丙	収入金額		所得税額	配当等の期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合 (10) (9) (小数点以下3位未満四捨五入)	控除を受ける所得税額 (8) × (11)	
			7	円						8
銘柄別簡便法による場合	銘	丙	13	円	14				19	円
その他に係る控										
支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	源泉控除を受ける所得税額	20	円	21	円	参考	
計										

【No.20】所有期間によるあん分計算を要しないにもかかわらず、あん分計算を行った金額を12欄又は19欄に記載していませんか。

(例) ・公社債及び預貯金の利子  
・合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除きます。)の収益の分配  
・特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当  
・資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配

控除を受ける所得税額  
(14) × (18)  
19

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表六(六)

令七・四・一以後終了事業年度分

法人税額の特別控除額及び調整前法人税額超過額の計算					
当期税額控除可能額 (7の合計)	1	円	当期税額基準額 $((2)-(3)) \times \frac{90}{100}$	4	円
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	2		法人税額の特別控除額 $((1)と(4)のうち少ない金額)+(3)$	5	
試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額 (別表六(十四)「14」+「28」)	3		調整前		
当期税額控除可能額、調整前法人税額超過構成額及び適用を受ける各特別控除制度				当期税額控除可能額 調整前法人税額超過構成額 法人税額の特別控除額	
			7	8	9
一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	①	別表六(九)「21」 円	円	別表六(九)「23」 円
中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	②	別表六(十)「18」		別表六(十)「20」
特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	③	別表六(十二)「9」		別表六(十二)「11」
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	④	別表六(六)付表「1」の③	別表六(六)付表「2」の③	別表六(十五)「21」
	当期分	⑤	別表六(十五)「14」		別表六(十五)「16」
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑥	別表六(六)付表「1」の⑧	別表六(六)付表「2」の⑧	別表六(十六)「23」
	当期分	⑦	別表六(十六)「16」		別表六(十六)「18」
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑧	別表六(十七)「23」		別表六(十七)「25」
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑨	別表六(十八)「23」		別表六(十八)「25」
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑩	別表六(十九)「18」		
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑪	別表六(二十)「16」		
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑫	別表六(二十一)「21」		
		⑬	別表六(二十一)「27」		
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分	⑭	別表六(二十一)「8」		
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑮	別表六(六)付表「1」の⑩	別表六(六)	
	当期分	⑯	別表六(二十一)「18」		別表六(二十一)「20」
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑰	別表六(六)付表「1」の⑪	別表六(六)付表「2」の⑩	別表六(二十一)「44」
	当期分	⑱	別表六(二十四)「37」		別表六(二十四)「39」
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑲	別表六(二十五)「18」		別表六(二十五)「20」
情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑳	別表六(二十六)「19」		別表六(二十六)「21」
		㉑	別表六(二十六)「26」		別表六(二十六)「28」
		㉒	別表六(二十六)「38」		別表六(二十六)「40」
産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉓	別表六(六)付表「1」の⑫	別表六(六)付表「2」の⑪	別表六(二十七)「23」
	当期分	㉔	別表六(六)付表「1」の⑫	別表六(六)付表「2」の⑪	別表六(二十七)「33」
	当期分	㉕	別表六(二十七)「16」		別表六(二十七)「18」
		㉖	別表六(二十七)「26」		別表六(二十七)「28」
特定復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉗	別表六(六)付表「1」の⑬	別表六(六)付表「2」の⑫	別表六(二十八)「27」
	当期分	㉘	別表六(二十八)「20」		別表六(二十八)「22」
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉙	別表六(二十九)「12」		別表六(二十九)「14」
合計				(6)	(5)-(3)

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.23】複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。

特定税額控除規定及び産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表六(七)

継続雇用者給与等支給額に係る要件	期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円	国内 当 備 投 資 額 に 係 る 要 件	<p>【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。</p>	<p>11 該当・非該当</p> <p>12 該当・非該当</p> <p>13 該当・非該当</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16 該当・非該当</p>
	期末現在の常時使用する従業員の数	2	人			
	継続雇用者給与等支給額 (23の①)	3	円			
	継続雇用者比較給与等支給額 (23の②)又は(23の③)	4	円			
	継続雇用者給与等支給増加割合 (3)-(4) (4)	5				
	特定税額の額判定規定の適用 (1) ≥ 10億円かつ(2) ≥ 1,000人の場合又は(2) > 2,000人の場合において、(15) > 0のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき (5) ≥ 0.01)又は(3) = (4) = 0)	6	該当・非該当			
	同上以外の場合 (3) > (4)又は(3) = (4) = 0)	7	該当・非該当			
	産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定 (5) ≥ 0.01)又は(3) = (4) = 0)	8	該当・非該当			
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算						
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算		
		当期	前事業年度	前一年事業年度特定期間		
		①	②	③		
事業年度等		17				

令七・四・一以後終了事業年度分

【No.24】 中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者該当する場合で、次の法人税額の特別控除制度の適用を受けるときには、別表六(七)を作成・添付していますか。  
また、6欄、7欄、11欄、12欄又は16欄のいずれかが「該当」となっていますか。

- 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除 (別表六(九))
- 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除 (別表六(十二))
- 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(十九))
- 生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(二十六))

継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (21)又は(21)×(22))	23				円
当期償却費総額の計算					
損益計算書に計上された減価償却費の額	24			当期償却費総額	円
剰余金の処分方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	25			(24) + (25)	26



中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名	別表六(十)	
円		試験研究費の額	1
円		中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)	13
円		整前法人税額 別表一「2」又は別表一の「2」若しくは「13」	14
円		当期税額基準額 ((14) + (別表六(十三)「9」)) × ((15)、 (0.25 + (16)) 又は 0.25)	17
円		当期税額控除可能額 ((13) と (17) のうち少ない金額) 又は (別表六(十)付表「23」、 「26」又は「28」)	18
円		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の②)	19
円		法人税額の特別控除額 (18) - (19)	20

別表六(十)  
令七・四・一以後終了事業年度分

**【No.25】** 1 欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

- 棚卸資産
- 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。）
- 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。）

また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。

そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

**【No.2】** 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

0.35

円		控除対象 同上のうち特別試験研究費以外の額	2
円		計算 (6) (5)	7
円		試験研究費平均売上金額 (別表六(十)「10」)	8
円		試験研究費割合の計算 $\frac{(1)}{(8)}$	9
円		割増前税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{12}{100}) \times 0.375$ 額 (0.12未満の場合、設立事業年度の場合又は(5) - 0の場合は0.12)	10
円		除 (9) > 10% の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ 割合 (0.1を超える場合は0.1)	11
円		の税額控除割合 計算 (10) - (10) × (11) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に関する明細書

事業年度

【No.2】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表六十一

比較試験研究費の額の計算				
事業年度	試験研究費の額			
1	2			
	円			
	計			
比較試験研究費の額 (4の計) ÷ (調整対象年度数)		5	円	
平均売上金額の計算				
事業年度	売上金額	当期の月数 (6)の事業年度の月数	改定売上金額 (7) × (8)	
6	7	8	9	
	円		円	
売		—		
上		—		
調		—		
整		—		
年		—		
度		—		
		—		
当期				
	計			
平均売上金額 (9の計) ÷ (1 + 売上調整年度数)		10	円	

【No.26】 申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。  
また、各調整対象年度の2欄の金額は、当事業年度に適用される規定により計算していますか。

【No.28】 調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない事業年度を含めて、5欄及び10欄の計算をしていますか。  
【No.29】 合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。  
また、分割、現物出資又は現物分配が行われた場合の比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整計算の特例の適用を受ける場合（現物分配の場合は、比較試験研究費の額の調整計算に限ります。）、所定の事項を記載した書類を添付していますか。

【No.27】 申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

令七・四・一以後終了事業年度分

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度 : : 法人名

別表六(十二) 令七・四・一 以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		円	円	
特別試験研究費の額 (14の計)	1	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	7	
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(九)「3」又は(別表六(一)「3」)	2	【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。 $(7)+(別表六(十三)「18」) \times \frac{10}{100}$		
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3			
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(15)のうち少ない金額)	4	当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額又は(別表六(十二)付表二「13」、「16」又は「18」)	9	
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)-(4)と(16)のうち少ない金額)	5	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の③」)	10	
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3)-(4)-(5)) \times \frac{20}{100}$	6	法人税額の特別控除額 (9)-(10)	11	
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細				
措法第42条の4第7項各号の該当号		特 別 試 験 研 究 の 内 容	特別試験研究費の額	
第1号		【No.25】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 (1) 棚卸資産 (2) 固定資産(事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。) (3) 繰延資産(試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。) また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。 そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。	14	
第1号			円	
第1号				
第1号				
第1号				
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額	15			
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額	16			

欠損金の損金算入等に関する明細書

事業年度		法人名	
控除前所得金額 (別表四「43の①」)		円 損金算入限度額 (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$ 2	
事業年度	区分	控除未済欠損金額 3	当期控除額 (当該事業年度の③と(2)-当該事業年度前の④の合計額)のうち少ない金額) 4
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
計			
当期	欠損金額 (別表四「52の①」)	欠損金の繰戻し額	
期分	同上のうちに 青色欠損金額		
	災害損失欠損金額 (16の③)		
<p>【No.30】 2欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50%相当額となっていますか。ただし、次の事業年度を除きます。</p> <p>(1) 当事業年度終了の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円以下であり、かつ、一又は完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されていない外国法人である場合の事業年度</p> <p>(2) 更生手続開始の決定の日等からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）</p> <p>(3) 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合のその外国法人（一定の外国法人を除きます。）の事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）</p> <p>また、別表一の二において、恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額から欠損金を控除していますか。</p>			
額	保険金又は損害賠償金等の額	11	
額	差引災害により生じた損失の額 (10) - (11)	12	
額	同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13	
額	中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14	
額	繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 (6の③)と((13の③)-(14の③))のうち少ない金額)	15	
額	繰越控除の対象となる欠損金額 (6の③)と((12の③)-(14の③))のうち少ない金額)	16	

別表七(一)  
令七・四・一以後終了事業年度分

【No.2】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.3】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

受取配当等の益金不算入に関する明細書

		事業年度					別表八(一)
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (9の計)	1	円	非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (33の計)				円
関連法人株式等に係る受取配当等の額 (16の計)	2		受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(20の計)-(3)×50%-(4)×(20%又は40%)				5
その他株式等に係る受取配当等の額 (26の計)	3						
受 取							
完全子法人株式等	法 人 本店の所在地						計
	受取配当等の額の計算期間						
	受取配当等の額	9	円	円	円	円	円
関連法人株式等	法 人 名	10					
	本店の所在地	11					
	受取配当等の額の計算期間	12					
	保有割合	13					
	受取配当等の額	14	円	円	円	円	円
	同上のうち益金の額に算入される金額	15					
	益金不算入の対象となる金額 (14)-(15)	16					
株式等	(34)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表「13」が「非該当」の場合 (16)×0.04	17					
	同上以外の場合 支払利息等の10%相当額 (((38)×0.1)又は(別表八(一)付表「14」)×(18))	18					
	受取配当等の額から除除する支払利息等の額 (17)又は(18)	19					
	受取配当等の額から除除する支払利息等の額 (17)又は(18)	20					
	法 人 名	21					
	本店の所在地	22					
	保有割合	23					
受取配当等の額	24	円	円	円	円	円	
同上のうち益金の額に算入される金額	25						
益金不算入の対象となる金額 (24)-(25)	26						
非支配目的株式等	法 人 名 又 は 銘 柄	27					
	本店の所在地	28					
	基準日	29					
	保有割合	30					
受取配当等の額	31						
同上のうち益金の額に算入される金額	32						
益金不算入の対象となる金額 (31)-(32)	33						
支 払 利 子 等 の 額 の 明 細							
令 第 19 条 第 2 項 の 規 定 に よ							
当期に支払う利息等の額	35						円
国外支配株主等に係る負債の利息等の損金不算入額、対象純支払利息等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の残りの損金不算入額 (別表十七(一)「13」と別表十七(二)「129」のうち多い金額)又は(別表十七(二)「34」と別表十七(二)「17」のうち多い金額)	36						
(35)-(36)+(37)							

【No.2】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.32】 9欄の金額に、完全子法人株式等に係る配当等の額に該当しないものを含まれていませんか。

【No.33】 14欄の金額に、関連法人株式等に係る配当等の額に該当しないものを含まれていませんか。

【No.31】 9欄、16欄、26欄及び33欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含まれていませんか。  
(例) ・ 公社債の利息の額  
・ MMF (追加型公社債投資信託) 等の公社債投資信託の収益の分配の額  
・ 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額 (外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託 (ETF) の収益の分配の額を除きます。)  
・ 不動産投資信託の収益の分配の額  
・ オープン投資信託の特別分配金の額  
・ 外国法人、特定目的会社、投資法人から受ける配当等の額  
・ 匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額

【No.34】 24欄の金額に、その他株式等に係る配当等の額に該当しないものを含まれていませんか。

【No.35】 31欄の金額に、非支配目的株式等に係る配当等の額に該当しないものを含まれていませんか。  
なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託 (ETF) の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。

【No.36】 35欄の金額は、損益計算書の支払利息 (社債利息及び手形の割引料等を含みます。) の額の合計額 (別表四において、支払利息等の額に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額) と一致していますか。

別表八(一)  
令七・四・一以後終了事業年度分

寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表十四(二)  
令七・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合				
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	1	円	損金の額	長期給付事業への繰入利子額	25	円	
	指定寄附金等の金額 (41の計)	1			同上以外のみなし寄附金額	26		
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2			計 (25) + (26) + (27)	28		
	その他の寄附金額	3			所得金額仮計	29		
	計 (1) + (2) + (3)	4			同上の 2.5又は1.25 相当額 100	9		
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5			期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額 (別表五(一)「32の㊸」+「33の㊸」)	10		
	計 (4) + (5)	6			同上の月数換算額 (10) × $\frac{1}{12}$	11		
	所得金額仮計 (別表四「26の㊸」)	7			同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	12		
	寄附金支出前所得金額 (6) + (7) (マイナスの場合は0)	8			一般寄附金の損金算入限度額 (9) + (12) × $\frac{1}{4}$	13		
	同上の 2.5又は1.25 相当額 100	9			特定金 定算 公入 算 増 進 法 人 計 算 に 損	寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8) × $\frac{6.25}{100}$	14	
	期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額 (別表五(一)「32の㊸」+「33の㊸」)	10			組合等の損金算入限度額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)	33		
	同上の月数換算額 (10) × $\frac{1}{12}$	11			損金算入限度額 (31)、(31)と(32)のうち多い金額)又は (31)と(33)のうち多い金額)	34		
	同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	12			指定寄附金等の金額 (41の計)	35		
一般寄附金の損金算入限度額 (9) + (12) × $\frac{1}{4}$	13		国外関連者に対する寄附金額及び 完全支配関係がある法人に対する寄附金額	36				
特定金 定算 公入 算 増 進 法 人 計 算 に 損	寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8) × $\frac{6.25}{100}$	14	(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28) - (36)	37				
期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額 (別表五(一)「32の㊸」+「33の㊸」)	15		損金の額に算入されない金額 (37) - (34) - (35)	38				
同上の月数換算額 (10) × $\frac{1}{12}$	16		国外関連者に対する寄附金額及び 完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (36)	39				
同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	17		計 (38) - (39)	40				
一般寄附金の損金算入限度額 (9) + (12) × $\frac{1}{4}$	18							
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 (14) + (15) × $\frac{1}{2}$	19							
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2)と(14)又は(16)のうち少ない金額)	20							
指定寄附金等の金額 (1)	21							
国外関連者に対する寄附金額 及び本店等に対する内部寄附金額 (4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)	22							
損金 不 算 入 額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (20) - (9)又は(13) - (17) - (18)	21						
国外関連者に対する寄附金額及び 本店等に対する内部寄附金額 (19)	22							
完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	23							
計 (21) - (22) + (23)	24							

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.37】恒久的施設帰属所得の計算において、10欄の額は、資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額に貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに恒久的施設を通じて行う事業に係る資産の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した金額となっていますか。

指定寄附金等に関する明細				
寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の使途	寄附金額 41
				円
計				
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細				
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 42
				円
計				
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細				
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円

交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十五

支出交際費等の額 (8の計)	1	円	損金算入限度額	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2		【No.2】当事業年度に適用される別表 を使用していますか。		
中小法人等の定額控除限度額 (1)と(800万円 × $\frac{12}{100}$ )又は(別表15 五付表「51」)のうち少ない金額)	3		損金不算入額 (1) - (4)	5	

令七・四・一以後終了事業年度分

支出交際費等の額の明細

科 目	支 出 額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうちの接待 飲食費の額	
				8	9
交 際 費	円	円	円	円	円
計					

【No.39】 資本金の額又は出資金の額に総資産の価額のうちに占める国内にある資産及び国外にある資産（恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限ります。）の価額の割合を乗じて計算した金額が100億円超の外国法人である場合、9欄に記載していませんか。  
また、この金額が1億円超の外国法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている外国法人である場合、3欄の計算をしていませんか。

【No.38】 交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額の明細の各欄に記載していますか。

交際費等の額に係る控除対象外消費税額等

旧定額法又は定額法による減価償却資産の  
償却額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表十六(一)

令七・四・一以後終了事業年度分

資産 区 分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
取得 価 額	取得年月日	4	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5					
	耐用年数	6	年	年	年	年	年
帳 簿 価 額	取得価額又は製作価額	7	外	円外	円外	円外	円外
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の要 却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8					
	差引取得価額 (7)-(8)	9					
	償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
	合計 (13)+(14)+(15)	16					
	平成19年3月31日以前取得分	17					
	残存価額 差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	18					
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	旧定額法の償却額計 算の基礎となる金額 (9)-(17)	19					
	旧定額法の償却率	20					
	(16)>(18) の場合	21					
	算出償却額 (19)×(20)	22	(				
	増加償却額 (21)×割増率	23					
	計 (21)+(22)又は(16)-(18)	24					
	(16)≤(18) の場合	25					
	算出償却額 (18)× $\frac{60}{100}$	26					
	定額法の償却率	27					
	算出償却額 (25)×(26)	28	(				
増加償却額 (27)×割増率	29						
計 (27)+(28)	30						
当 期 分 の 償 却 限 度 額	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	31	(				
	租税特別措置法 による特別償却 適用額	32	外				
	特別償却限度額	33					
	前期から繰り越した特別償却不足 額又は合併等特別償却不足額 合計 (30)+(32)+(33)	34					
当 期 償 却 額	35						
差 引	償却不足額 (34)-(35)	36					
	償却超過額 (35)-(34)	37					
償 却 超 過 額	前期からの繰越額	38					
	当期容積 掛金額	39					
	積立金取崩し によるもの	40					
	差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	41					
特 別 償 却 不 足 額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (36)-(39)と(32)+(33)のうち少ない金額	42					
	当期において切り捨てる特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額	43					
	差引翌期への繰越額 (42)-(43)	44					
	翌期 償却 額 の内 繰越 額	45					
	当期分不足額	46					
適格組織再編成により引き継ぐべき 合併等特別償却不足額 (42)-(39)と(32)のうち少ない金額	47						
備考							

【No.2】当事業年度に適用される別表  
を使用していますか。

【No.41】中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者  
に該当する場合等に、次の特別償却を適用していませんか。  
(1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却  
(2) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場  
合の特別償却（適用要件の緩和措置）  
(3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場  
合の特別償却  
(4) 被災代替資産等の特別償却（特別償却率の上乗せ特例）  
(5) 特定事業継続力強化設備等の特別償却  
(6) 特定地域における工業用機械等の特別償却（沖縄の離  
島地域等に係るもの）（中小規模法人に係る適用要件の緩  
和措置）

【No.42】特別償却の適用を受けた資産について、措法によ  
る圧縮記帳又は他の特別償却を重複適用していませんか。  
【No.43】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割  
合及び償却率によって計算していますか。

【No.3】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の  
金額と一致していますか。

旧定率法又は定率法による減価償却資産の  
償却額の計算に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表十六(二)

資産細目	種類	1							
	構造	2							
区分	取得年月日								
	事業の用に供した年月								
取得価額	耐用年数								
	取得価額又は製作価額	7							
償却額計算の基礎となる額	(7)のうち積立方式による圧縮記帳の場合の増額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8							
	差引取得価額	9							
	(7)-(8)								
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10							
	期末現在の積立金の額	11							
	積立金の期中取崩額	12							
	差引帳簿記載金額	13	外△	外△	外△				
	(10)-(11)-(12)								
	損金に計上した当期償却額	14							
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外		
合計	16								
(13)+(14)+(15)									
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17								
償却額計算の基礎となる金額	18								
(16)-(17)									
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分	19							
	差引取得価額×5%								
	$(9) \times \frac{5}{100}$								
	旧定率法の償却率	20							
	算出償却額	21	円	円	円	円	円	円	
	(18)×(20)								
	増加償却額	22	(					)	
	(21)×割増率								
	合計	23							
	(21)+(22)								
平成19年4月1日以後取得分	24								
算出償却額									
(19)-(1)× $\frac{60}{60}$									
定率法の償却率	25								
調整前償却額	26								
(18)×(25)									
保証率	27								
償却保証額	28								
(9)×(27)									
改定取得価額	29								
(26)×(28)									
改定償却率	30								
改定償却額	31								
(29)×(30)									
増加償却額	32	(						)	
(26)又は(31)×割増率									
合計	33								
((26)又は(31)+(32))									
当期分の普通償却限度額等	34								
(23)、(24)又は(33)									
租税特別措置法適用	35								
特別償却限度額	36	外							
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37								
合計	38								
(34)+(36)+(37)									
当期償却額	39								
差引償却不足額	40								
(38)-(39)									
償却超過額	41								
(39)-(38)									
償却超過額	前期からの繰越額	42	外						
	当期償却不足によるもの	43							
	当期積立金取崩しによるもの	44							
	当期合計翌期への繰越額	45							
	(41)+(42)-(43)-(44)								
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	46							
	((40)-(43))と(36)+(37)のうち少ない金額								
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47							
	差引翌期への繰越額	48							
	(46)-(47)								
当期分不足額	49								
当期分不足額	50								
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	51								
((40)-(43))と(36)のうち少ない金額									
備考									

【No.40】平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち、建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.41】中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者  
に該当する場合等に、次の特別償却を適用していませんか。  
(1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却  
(2) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却（適用要件の緩和措置）  
(3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却  
(4) 被災代替資産等の特別償却（特別償却率の上乗せ特例）  
(5) 特定事業継続力強化設備等の特別償却  
(6) 特定地域における工業用機械等の特別償却（沖縄の離島地域等に係るもの）（中小規模法人に係る適用要件の緩和措置）

【No.42】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳又は他の特別償却を重複適用していませんか。

【No.43】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.3】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

令七・四・一以後終了事業年度分

国外関連者に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表十七(四)

令七・四・一以後終了事業年度分

国外 関連者 の 名称 等	名 称					
	本 店 又 は 主 所	国名又は地 所 在	【No.44】国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者について、「国外関連者の名称等」欄及び「国外関連者との取引状況等」欄を記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。			
		主たる事 従業員の				
	資本金の額又は出資金の額					
	特殊の関係の区分		第	該当第	該当第	該当
	株式等の保有割合	保 有		%		%
		被 保 有		%		%
		同一の者による 国外関連者の株 式等の保有		%		%
	直 近 事 業 年 度 の 営 業 収 益 等	事 業 年 度		・	・	・
		営 業 収 益 又 は 売 上 高		(	百万円)	(
営 業 費 用		原 価	(	百万円)	(	百万円)
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	(	百万円)	(	百万円)
営 業 利 益		(	百万円)	(	百万円)	
税 引 前 当 期 利 益		(	百万円)	(	百万円)	
利 益 剰 余 金		(	百万円)	(	百万円)	
国 外 関 連 者 と の 取 引 状 況 等	棚 卸 資 産 の 買 入 対 価	受 取	百万円	百万円	百万円	
		支 払				
	役 務 提 供 の 対 価	受 取	百万円	百万円	百万円	
		支 払				
	有 形 固 定 資 産 の 使 用 料	受 取	百万円	百万円	百万円	
		支 払				
	無 形 資 産 の 譲 渡 の 対 価	受 取	百万円	百万円	百万円	
		支 払				
	無 形 資 産 の 使 用 料	受 取	百万円	百万円	百万円	
		支 払				
貸 付 金 の 利 息 又 は 借 入 金 の 利 息	受 取	百万円	百万円	百万円		
	支 払					
	受 取	百万円	百万円	百万円		
	支 払					
事 前 確 認 の 有 無		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

外国法人の本店等との間の内部取引の状況等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表十七の二(三)  
令七・四・一以後終了事業年度分

外国法人の本店等との間の内部取引の状況等	営業収益又は売上高		営業利益			
	(百万円)		(百万円)			
外国法人の本店等との間の内部取引の状況等	営業費用	原価	税引前当期利益			
	(百万円)		(百万円)	(百万円)		
名	【No.45】内部取引がある場合、自社の直近事業年度の営業収益等、内部取引の相手方である外国法人の本店等の名称等及びその内部取引の状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。					
所						
外国法人の本店等との間の内部取引の状況等	棚卸資産の対価	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	役務提供の対価	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	有形固定資産の使用	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	無形資産の対価	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
無形資産の使用料	受取	百万円	百万円	百万円		
	支払					
	算定方法					
貸付金の利息又は借入金の利息	受取	百万円	百万円	百万円		
	支払					
	算定方法					
貸付金の利息又は借入金の利息	受取	百万円	百万円	百万円		
	支払					
	算定方法					
事前確認の有無	有・無		有・無		有・無	

【No.45】内部取引がある場合、自社の直近事業年度の営業収益等、内部取引の相手方である外国法人の本店等の名称等及びその内部取引の状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
受取手形		支払手形	
前払費用		買掛金	
仕掛品		未払費用	
材料		短期借入金	
貯蔵品		<b>未払法人税等</b>	
短期貸付金		<b>賞与引当金</b>	
前払費用		<b>製品保証引当金</b>	
<b>繰延税金資産</b>		<b>未払消費税額等</b>	
その他		固定負債	
貸倒引当金		長期借入金	
		社 債	
固定資産		<b>退職給付引当金</b>	
有形固定資産		<b>役員退職引当金</b>	
建物		<b>繰延税金負債</b>	
建物付属設備			
機械及び装置		負債合計	
車両及び運搬具		(純資産の部)	
土地		株主資本	
建物仮勘定		資本	
無形固定資産		資本剰余金	
借地権		資本	
施設利用権		その他	
営業権		利益剰余金	
投資その他の資産		利益	
投資有価証券		その他	
長期貸付金		×)	
<b>前払年金費用</b>		〇〇〇	
<b>貸倒引当金</b>		別途積立金	
		繰越利益剰余金	
		<b>自己株式</b>	
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
資産合計		純資産合計	
		負債及び純資産合計	

【No.18】別表五(二)の41欄の記載額と一致していますか。

【No.13】任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。

【No.59】貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表⑳欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している外国法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか)。

損益計算書 (自令和7年4月1日至令和8年3月31日)

科 目	金 額
営業収益	
売上高	
営業費用	
売上原価	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
営業外費用	
支払利息	
経常利益	
特別利益	
固定資産売却益	
特別損失	
<b>有価証券評価損</b>	
<b>減損損失</b>	
<b>ゴルフ会員権評価損</b>	
貸倒損失	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純利益	

【No.47】 損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を別表四で加算していますか。

【No.46】 有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。



G K 0 6 0 2

3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

法人用

納税地	(電話番号 - - )
(フリガナ)	
法人名	
(フリガナ)	
代表者氏名	

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38② 52

自 令和 年月日  
至 令和 年月日

課税期間分の消費税及び地方  
消費税の( )申告書

( 中間申告 自 令和 年月日  
の場合の  
対象期間 至 令和 年月日 )

第二表

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十兆千百十億千百十万千百十一円	000	01
※申告書(第一表)の①欄へ				

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②		02
	4%適用分	③		03
	6.3%適用分	④		04
	6.24%適用分	⑤		05
	7.8%適用分	⑥		06
(②~⑥の合計)		⑦		07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧		11
	7.8%適用分	⑨		12
	(⑧・⑨の合計)	⑩		13

【No.56】課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ(例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等)がある場合、⑧~⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の(合計)額を記載していますか。

消費税額	⑪		21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪の内訳	3%適用分	⑫		22
	4%適用分	⑬		23
	6.3%適用分	⑭		24
	6.24%適用分	⑮		25
	7.8%適用分	⑯		26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	(⑳~㉓の合計)	⑳		41
	4%適用分	㉑		42
	6.3%適用分	㉒		43
	6.24%及び7.8%適用分	㉓		44

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区	分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000
内 訳	① 課税資産の譲渡等の対価の額	(付表1-2の①)			
	② 特定課税仕入れに係る支払対価の額	(付表1-2の②)			
	③ 消費税額	(付表1-2の③)			
	④ 控除過大調整税額	(付表1-2の④)			
	控除	控除対象仕入税額 ④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の④D欄の金額)	(付表2-1の④E欄の金額)
内 訳	⑤ 返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑤欄へ
	⑥ 売上げの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑥-1X欄の金額)			※第二表の⑥欄へ
	⑦ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑦)			
	⑧ 貸倒れに係る税額	(付表1-2の⑧)			
額	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	(付表1-2の⑦)			
	控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧	(付表1-2の⑧)			
	差引税額 (②+③-⑦) ⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑨E欄へ	※⑨E欄へ	
	合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ
地方と消費税率の異なる消費税の課税標準	控除不足還付税額 ⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)	
	差引税額 ⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)	
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の⑬欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ ※第二表の⑬欄へ
譲渡	還付額 ⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑬E欄×22/78)	
	割納税額 ⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑬E欄×22/78)	
	合計差引譲渡割額 (⑮-⑭) ⑯				※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ

【No.52】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額(売上税額)について、②のD欄、E欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)について、付表2-1⑩のD欄、E欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割り戻し計算)により計算していませんか。

【No.55】 ⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の6.24/108、7.8/110相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。  
また、不課税又は非課税取引(金銭の貸付け等)に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 口税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表  
(経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

一般

課税期間		氏名又は名称		
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額	円 000	円 000	円 000	円 000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表1-1の①X欄へ
② 特定課税仕入れに係る支払対価の額	※①-2欄へ			
③ 消費税額	※第二表の⑤欄へ			
④ 控除過大調整税額	(付表2-2の④欄へ)			
⑤ 控除対象仕入税額				
⑥ 返還等対価に係る税額				※付表1-1の⑤X欄へ
⑦ 売上げの返還等対価に係る税額				※付表1-1の⑥-1X欄へ
⑧ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	※⑤-2欄へ			
⑨ 貸倒れに係る税額				
⑩ 控除税額小計 (④+⑤+⑥)				
⑪ 控除不足還付税額 (⑦-②-③)		※⑪B欄へ	※⑪C欄へ	※付表1-1の⑧X欄へ
⑫ 差引税額 (②+③-⑦)		※⑫B欄へ	※⑫C欄へ	※付表1-1の⑨X欄へ
⑬ 合計差引税額 (⑨-⑧)				
⑭ 控除不足還付税額		(⑪B欄の金額)	(⑪C欄の金額)	※付表1-1の⑩X欄へ
⑮ 差引税額		(⑫B欄の金額)	(⑫C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ
⑯ 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑬-⑭)		※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	※付表1-1の⑬X欄へ
⑰ 譲渡還付額		(⑭B欄×25/100)	(⑭C欄×17/63)	※付表1-1の⑫X欄へ
⑱ 割納税額		(⑮B欄×25/100)	(⑮C欄×17/63)	※付表1-1の⑬X欄へ
⑲ 合計差引譲渡割額 (⑱-⑰)				

【No.52】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、②のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、付表2-2⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.55】 ⑥X欄は、⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。  
また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
区	分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①	※①-2欄は、		
消費税額	②	※第二表の⑧欄へ		
控除過大調整税額	③	(付表2-3の②)		
控除対象仕入税額	④	(付表2-3の②A欄の金額)	(付表2-3の②B欄の金額)	※第一表の④欄へ
返還等対価に係る税額	⑤			※第二表の⑩欄へ
⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤			※第二表の⑪欄へ
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑫欄へ
貸倒れに係る税額	⑥			
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			※第一表の⑧欄へ
差引税額 (②+③-⑦)	⑨			※第一表の⑨欄へ 00
地方となる消費税の課税標準額	⑩			※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑫及び⑬欄へ
差引税額 (⑨)	⑪			※第一表の⑪欄へ ※第二表の⑭及び⑮欄へ 00
還付額	⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑫欄へ
割納税額	⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ 00

【No.52】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、②のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、付表2-3 ⑩のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.55】 ⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を記載していますか。  
また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。



第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称				
項目			税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)	
			円	円	円	円 ※付表2-1の①X欄へ	
課税売上額(税抜き)	①						
免税売上額	②						
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③						
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④						
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤						
非課税売上額	⑥						
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦						
課税売上割合(④/⑦)	⑧						
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨						
課税仕入れに係る消費税額	⑩						
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪						
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫						
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬						
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭						
課税貨物に係る消費税額	⑮						
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯						
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑭+⑮+⑯)	⑰						
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)	⑱						
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%未満の場合	個別対応方式 ⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲					
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑳				※付表2-1の②X欄へ	
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑲+⑳×④/⑦)	㉑						
控除調整額	㉒						
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉓						
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉔					※付表2-1の④X欄へ	
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉕					※付表2-1の⑤X欄へ	
控除対象仕入税額 [(⑱、㉑又は㉒の金額)±⑳±㉓+㉔]	㉖					※付表1-2の①A欄へ	
控除過大調整税額 [(⑱、㉑又は㉒の金額)±⑳±㉓+㉔]がマイナスの時	㉗					※付表1-2の③A欄へ	
控除過大調整税額 [(⑱、㉑又は㉒の金額)±⑳±㉓+㉔]がマイナスの時	㉘					※付表1-2の③B欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉙					※付表1-2の③C欄へ	

【No.52】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額(売上税額)について、付表1-2②のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)について、⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割り戻し計算)により計算していませんか。

【No.53】 令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)について、⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、⑫のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割り戻し計算)により計算していませんか。

【No.54】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。  
3 ③、④及び⑤の金額は、付表2-1の欄を計算した数に記載する。  
4 ③、④及び⑤の金額には、値引き、割引、割引など仕入対価の変動等のある場合(仕入対価の変動等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。  
5 ④及び⑤の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

